

令和6年度 宇土市立花園小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念としていじめ防止にあたる。

- ① いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践する。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決する。

(2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（平成29年3月の基本方針改定）

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。個人で「いじめである・いじめではない」を判断するのではなく、法に基づいて、組織（本校では【花園小いじめ対策委員会】）でいじめの認知に関する協議をしなければならない。

(4) いじめの基本認識

- ① いじめは人権侵害であり、「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ③ いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- ④ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑥ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があること。

※「文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、『いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている』と極めて肯定的に評価する。」とある。本校でもいじめ問題の重大化を防ぎ、児童の命を守るために積極的な認知をすすめる。

2 いじめ防止対策

(1) いじめ防止対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

【花園小いじめ対策委員会】

< 構成委員 >

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭、担任等
(必要に応じて) 市子育て支援課職員、スクールカウンセラー

< 活動 >

- いじめの**認知**に関すること (アンケート調査、教育相談等)
- いじめ防止に関すること
- いじめ事案に対する対応

< 日常的活動 >

- いじめアンケートの実施、集計、現状把握
- いじめ防止に係る児童・保護者・地域への啓発
- 現状の意見交換、実態把握

< いじめ事案発生の場合 >

- 事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- 事案の分析及び課題把握
- 事案解決のための対応策の検討
- 対応方針の決定と解決への見通しの指示
- 教職員一人一人の役割の明確化
- 家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- 学校で対応できる事案であるか否かの意見交換と判断
- 校長を中心に全員で協同実践

< 関係機関との連携 > (必要に応じて)

- ・子育て支援課、福祉課、警察、青少年センター、民生児童委員・主任児童委員
SC、SSW、こども療育センター

3 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

(1) 学校教育活動における取組

①授業

- ア 研究授業や指導員訪問授業等により、授業力を向上させ、分かる授業づくりに努める。
- イ 授業規律が整い、安心して学べる学級集団づくりに努める。
- ウ 子どもにわかりやすい説明や指示を行う。
- エ 教師のコミュニケーション力を高める。
- オ 教師の受容的な態度や表情、学級の支持的風土づくりに努める。

②特別活動

- ア 学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や生活体験を取り入れる。
- イ グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを取り入れる。

③道徳教育

- ア 自他の生命の尊さや、人に対する思いやりの心を持ち、相手の気持ちや立場を理解するなど、人間性豊かな心を育て、「いじめをしない」「いじめを許さない」という強い心を育てる。
- イ 児童が、他者や社会、自然との直接的なかわりの中で自己と向き合い、生命に対する畏敬の念や感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見するなどの活動を取り入れる。

④人権教育

- ア 児童一人一人の個性やよさをしっかりと見つめ、児童が生き生きと活動できる場を設け、認め、励ましながら自尊感情を高める人権教育を推進する。
- イ 言語環境を整え、人権尊重の精神がみなぎる環境をつくり、お互いの人権を認め合う態度を育てる。
- ウ いじめや差別を見抜き、許さない「人権を尊重する集団づくり」に取り組む。

(2) 保護者・地域との連携

- ①学校ホームページや学校・学年便り、学級懇談会等で「花園小いじめ防止基本方針」の広報活動を行い、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ②携帯電話やインターネットを使用する場合のルールやモラルについての啓発を行い、ネットいじめの予防を図る。

4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながることを認識し、いじめの早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

(1) 教職員による日々の観察

- ①児童と積極的に触れ合うことで、子どもの変化を敏感に察知する。
- ②いじめは大人の見えないところで行われているという認識に立って、いじめの未然防止に努める。
- ③定期的に「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を用いて注意深く観察し、いじめを生まない土壌づくりに努める。
- ④ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努めるとともに保護者と連携した取組を行う。

(2) 教育相談の実施

6月、12月は全児童を対象に、他は毎学期の生活アンケート等で気になる回答をした児童らを対象に、担任による教育相談を実施する。

(3) 校内点検の実施

安全点検、環境衛生検査時に学校施設内の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）

(4) いじめ相談体制の整備

- ①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ②いじめ相談窓口の設置 相談員：主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭

5 いじめ発生時の具体的対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、速やかに組織で対応し、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、いじめられた子どもを守り通すとともに、いじめた子どもに対しては、その子どもが抱える課題や悩みを理解しながら、その子どもの人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。

(1) いじめの発見や相談を受けた時の対応

- ①いじめと疑われる行為を発見したら、その場で、その行為を止める。
- ②児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ③いじめられた、あるいは、いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④いじめ対策委員会へ報告し、組織的な対応をする。

(2) いじめられた児童に対して

- ①事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ④自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

(3) 保護者に対して

- ①正確な状況を把握してできるだけ早く家庭訪問等を行い、事実関係を伝え、協力依頼を得る。
- ②学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

(4) いじめた側の子どもに対して

- ①いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ②心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- ③正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ④「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ⑤子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(5) いじめた側の保護者に対して

- ①原則として複数で対応する。
- ②電話でなく、家庭訪問や面談をするなどして、冷静かつ正確に事実を伝える。
- ③いじめた側に複数の児童がいる場合は、それぞれの保護者との間で「いじめの事実があり、自分の子どもがそれを行った」という共通の理解を図る。
- ④いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

(6) 重大事案への対処

① 市教育委員会へ報告する重大事案の例

- ア 生命、心身または財産に重大に被害が生じた疑いがあるとき
- イ 相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされる疑いがあるとき
- ウ 犯罪行為として取り扱われるべき場合

② ①のような事案が起きたとき

- ア 重大事態が発生した旨を、宇土市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた子どもと保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 関係する子どもと保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を、スクールカウンセラー等と連携して行う。

6 年間計画

日	主 な 内 容	
4 月	基本方針の周知と確認 組織づくり 児童理解	児童理解の時間
5 月	第 1 回いじめ対策委員会 生活アンケート	
6 月	心のきずなを深める月間 ・心のアンケート ・児童会主催の集会等（なかよし委員会の様々な取組） ・「生命尊重」を主題とした道徳の授業実践、学年集会での講話 ・標語募集 ・教育相談（教育相談特別日課による全ての子ども対象の教育相談）	
7 月	子どもたちの日常の観察、経過観察	
8 月	校内研修 第 2 回いじめ対策委員会（6 月の教育相談を受けての実施） いじめ根絶ポスター募集	
9 月	生活アンケート	児童理解の時間
10 月	教育相談（気になる児童等対象）	
11 月	人権月間 人権集会 生活アンケート 教育相談（教育相談特別日課による全児童対象の教育相談）	
12 月	心のアンケート 第 3 回いじめ対策委員会（3 学期へ向けての改善）	
1 月	子どもたちの日常の観察、経過観察	
2 月	教育相談（気になる子ども等対象）	
3 月	取組評価 第 4 回いじめ対策委員会（次年度にむけて）	

※いじめ対策委員会は必要に応じて実施する。